

第 2 期伊賀市
子ども・子育て支援事業計画
(骨子案)

2019 (令和元) 年 5 月
伊 賀 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	2
5. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計	2
(1) 人口の推移	2
(2) 出生数の推移	2
(3) 世帯の動向	2
(4) 子どもの人口の推移	2
6. 就業の状況	2
(1) 就業人口の動向	2
7. 伊賀市の子どもと子育て家庭の概況	3
(1) 就学前児童の状況	3
(2) アンケート調査からみる子育ての状況	3
8. 伊賀市における主な子育て支援の取り組み	4
(1) 第1期計画の進捗状況	4
(2) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの状況	4
(3) 子育て支援事業の状況	4
(2) 課題のまとめ	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本理念	5
2. 計画の基本目標	5
1 地域における子育て支援事業の充実	5
2 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり	5
3 子どもの健全育成を推進するための体制づくり	5
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5
3. 施策の体系	5

第3章 目標実現のための施策	6
1. 地域における子育て支援事業の充実	6
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供	6
1-2 児童の放課後の過ごし方への支援	6
1-3 地域における多様な子育て支援の充実	6
1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減	6
2. 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり	6
2-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進	6
2-2 小児救急医療体制の充実	6
2-3 子育ての相談・支援体制の充実	6
2-4 家庭や地域の教育力の向上	6
3. 子どもの健全育成を推進するための体制づくり	6
3-1 子どもの人権擁護の推進	6
3-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	6
3-3 子育て交流の推進	6
3-4 子どもが健やかに成長する環境づくり	6
3-5 子どもの貧困対策の推進（仮）	6
4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	6
4-1 職業生活と家庭生活との両立支援	6
第4章 計画の目標値等	7
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	7
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	7
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	7
4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進	7
第5章 計画の推進	8
1. 計画の推進体制	8
2. 計画の進行管理	8
3. 計画の公表	8
参考資料	9

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

計画策定の背景及び趣旨について記載

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため策定するものであり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」としての位置づけも含む計画として策定、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

3. 計画の期間

本計画は、5か年を1期とするものであり、今期の計画は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である2022（令和4）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市子ども・子育て会議」において協議を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行いました。

また、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

5. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

本市のそれぞれの数値について記載

人口推計については、コーホート変化率法による人口推計を行う

(1) 人口の推移

- ①総人口・年齢別人口の推移
- ②将来人口・年齢別人口の推計

(2) 出生数の推移

(3) 世帯の動向

- ①世帯数と平均世帯員の推移
- ②世帯構成の推移

(4) 子どもの人口の推移

- ①子どもの人口の推移
- ②子どもの人口の推計

6. 就業の状況

(1) 就業人口の動向

- ①産業人口の動向
- ②女性の年齢別就業率

7. 伊賀市の子どもと子育て家庭の概況

(1) 就学前児童の状況

(2) アンケート調査からみる子育ての状況

本市では、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	就学前児童	小学生	中学生
調査地域	市内全域	市内全域	市内全域
調査対象	市内在住の就学前のお子さんの保護者 2,500 人	市内在住の小学生の保護者 3,380 人	市内在住の中学生の保護者 2,026 人
抽出方法	住民基本台帳より 無作為抽出	全数を対象	全数を対象
調査方法	郵送による配布、回収	学校を通じて直接配布・回収	学校を通じて直接配布・回収
調査期間	平成 30 年 12 月 3 日 ～平成 31 年 1 月 4 日	平成 30 年 12 月 ～平成 31 年 1 月	平成 30 年 12 月 ～平成 31 年 1 月
有効回答数	1,172 件	2,825 件	1,759 件
回収率	46.9%	83.6%	86.8%

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について、保護者などの就労の状況、教育・保育の利用状況と利用意向、小学校就学後の放課後の過ごし方、経済状況等について記載

8. 伊賀市における主な子育て支援の取り組み

「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の検証、課題について記載

(1) 第1期計画の進捗状況

第1期の4つの基本目標について評価結果を記載し、5年間の事業の進捗について検証を行います

(2) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの状況

幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの未就学児の施設について過去5年間の実績について記載

(3) 子育て支援事業の状況

市内で実施している子育て支援サービスの過去5年間の実績について記載

(4) 課題のまとめ

1～3についての課題を記載

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「すべての子どもが健やかに、
誇りをもって成長することができるまち伊賀市」

2. 計画の基本目標

- 1 地域における子育て支援事業の充実
- 2 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり
- 3 子どもの健全育成を推進するための体制づくり
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

3. 施策の体系

1、2に加えて、施策の方向示す体系図を掲載

第3章 目標実現のための施策

基本目標ごとに、現状と課題、主な取り組み（事業名、所管部署、事業内容、方向性）を整理

1. 地域における子育て支援事業の充実

- 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 1-2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 1-3 地域における多様な子育て支援の充実
- 1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

2. 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

- 2-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進
- 2-2 小児救急医療体制の充実
- 2-3 子育ての相談・支援体制の充実
- 2-4 家庭や地域の教育力の向上

3. 子どもの健全育成を推進するための体制づくり

- 3-1 子どもの人権擁護の推進
- 3-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 3-3 子育て交流の推進
- 3-4 子どもが健やかに成長する環境づくり
- 3-5 **子どもの貧困対策の推進**

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 4-1 職業生活と家庭生活との両立支援

第4章 計画の目標値等

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業提供区域を記載

2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

各教育・保育事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定

利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定

3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

各地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定

利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定

4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」の実現に向け、保育所（園）・幼稚園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（P l a n）、計画に基づく取り組み（D o）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（C h e c k）、その後の取り組みを改善する（A c t i o n）一連のP D C Aサイクルにより行います。

このため、「伊賀市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に関係各課の連携を図り、全庁的な視点での協議を行います。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

3. 計画の公表

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、家庭、地域等、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。



参考資料

- 伊賀市子ども・子育て会議条例
- 伊賀市子ども・子育て会議委員名簿
- 伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定経過
- 伊賀市子ども健全育成条例
- 輝け！いがっ子憲章
- 用語解説